

因果物語の一問題

渡 邊 守 邦

はじめに

編4（平成二五 岩田書院）

『因果物語』は鈴木正三の著作であるが、別に平仮名文に書直し挿絵を添えて板行した作がある。後者は浅井了意による改作と伝えられるが、平仮名本『因果物語』と呼ばれてこれも正三の作と並んで盛行した。ここで採りあげるのも了意の『因果物語』である。平仮名本『因果物語』は板種あまたあるうちの十一行本が初板とされるが、近年この十一行本を底本にした翻刻二種がそろった。

A 朝倉治彦氏編『仮名草子集成』第四卷（昭和五八

東京堂出版）

B 浅井了意全集刊行会編『浅井了意全集 仮名草子

である。

この二つの翻刻を照合してみたところ、本文の不一致が五十例を越えた。これは驚くべき数値である。なぜならば、底本を〔A〕が赤木文庫蔵本、〔B〕が国会図書館所蔵の準貴重書『因果物語』とするが、実は国会の『因果物語』とは赤木文庫本が国会図書館の収蔵するところとなつて準貴の扱いを受けたもの、つまり〔A〕と〔B〕とは底本を同じくする翻刻であつたからである。両者の刊行に三十年の時差があるが、翻刻担当者はそれぞれの時代にあつて求めうる最高の人材である。それゆえ誤読や誤植に類する単純なミスが五十を数えることなどあるはずがない。

本稿は『因果物語』の翻刻〔A〕〔B〕二本の間の不一致を採りあげるが、その一つひとつについては是非の判断を下すことに主眼を置かない。目的とするところは、翻刻という営為の陰に隠れていたずらを仕掛けようとする存在の告発である。それゆえ誤植、誤読にはあえて触れない。正誤表作りは出版社あるいは編著者の仕事であろう。

I

さっそく〔A〕〔B〕両本の間的一致を具体的に挙げてみる。

〔例1〕巻四1「恋ゆへころされて其女につきける事」卷

四二ウ〔古〕一六二・〔国〕四一三

A □〔古〕恋ゆへころされて、其女につきける事（二五七上）

B 一| 恋ゆへころされて其女につきける事（七二上）

巻四の第一話「恋ゆへころされて其女につきける事」であり、ここではその標題自体が組上に載る。

議論に立ち入るまえに、例文に添える諸データについて、あらあら説明しておくことにしたい。「巻四1」は巻四・第一話の意、そして標題「恋ゆへころされて其女につき

る事」に続く括弧内の、

巻四「一」ウ〔古〕一六二・〔国〕四一三

とは巻四（第四冊）の第一丁ウラ面の意、丁付にカギ括弧が付くのは、底本の丁付の表記にそのまま従ったことを意味する。（注1）〔古〕〔国〕は当該部分の書影が〔古〕すなわち古典文庫第一八二冊『因果物語 平仮名本』の162ページに載り、〔国〕すなわち国会図書館が公開するデジタル・コレクションのうちの「古典籍資料（貴重書等）」において、

タイトル『因果物語 6巻』 請求記号 WB2―4

という書物のコマ番号「4―3」（第四巻の第三コマ）としてインターネット上での閲覧が可能なことを意味する。両者に図影を提供する底本は古典文庫が赤木文庫蔵本、国会のインターネットが同館所蔵の『因果物語』（WB2―4）であるが、この二つが同一物であることはすでに述べた。〔A〕〔B〕とは、これも先に紹介した二つの翻刻のこと、行末に括弧を用いて引用箇所をページ・ノンブルと上下段の別を添えた。なお〔A〕〔B〕の文中に引いた傍線は両者の不一致を意味する。

さて話題を〔例1〕にもどす。ここでは第一話の標題が議論の対象となる。〔B〕の行頭に巻四第一話を意味する「一」が記され、〔A〕にこの一字を欠いて「一ナシ」と傍記する。有ってしかるべき「一」の字を底本に欠く、の意であろう。〔A〕〔B〕ともに翻刻の底本が同じなのであるから、こんな相違があるはずがない。どちらが誤っているのかは底本との照合により、簡単に答えが出るはずであるが、結論を急ぐことなく、類例を併せながら検討してみることしたい。そうすることによって、不一致を生みだしたカラクリに近づくことができそうなのである。

類例とは次のごときものである。

〔例2〕巻一16「夫の亡霊妻の病を療治しける事」〔卷二开

二〇〕〔四九・国〕一三三

A 寛永の末の年、江戸鉄炮町にての事也〔三八上

B 寛永の末の年、江戸鉄炮町にての事なり〔三五下

文末に「也・なり」の相違が見られるが、先の言挙げに従ってこの種の不一致は無視する。そうすると〔A〕〔B〕の間に特に採りあげるべき案件は見当らないようであるが、〔A〕の「解題」に「備考」として、底本に採用した赤木文庫本についての次のような一文があり、右に引用した部

分に問題の隠れていることが明かされる。〔備考〕は簡条書になっており、次の引用はその第三条である。

三 巻中、入木、欠字などが若干気づかれる。巻一十六話、最終の「寛永の末の年」の「年」は入木である。その下一字分が空白となっている。板木がかけたための補刻か。

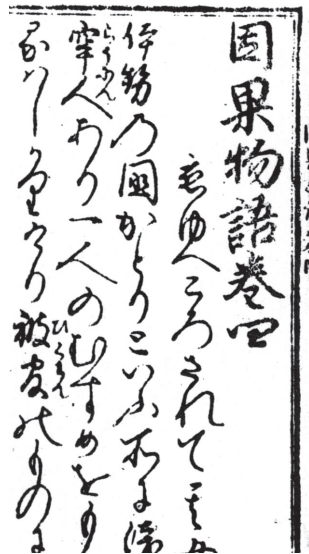
ここで〔A〕の「備考」に開陳されるもろもろの事例のうち、この先の論考に関わりを持つであろう指摘に限り、いささか脇道に逸れるきらいを恐れつつも触れておきたい。

まず簡条書の第一条として、翻刻の底本に錢屋板を選んだが、平仮名十一行本には別に山田市良兵衛板があり、山田板は同板ながら錢屋板に先行する（つまり錢屋板は山田板の求板の意）と推察されるものの所在を詳かにしないこと、第二条として板下は浅井了意の自筆であることなどが語られて右に引用した第三条に至り、さらに続けて、補刻の疑われる箇所は巻一・第十六話の「年」に限られるものではなく、巻二・第一回、巻三・第七話、巻四・第一回、巻五・第四話、巻五・第二回へと及ぶことの指摘がある。

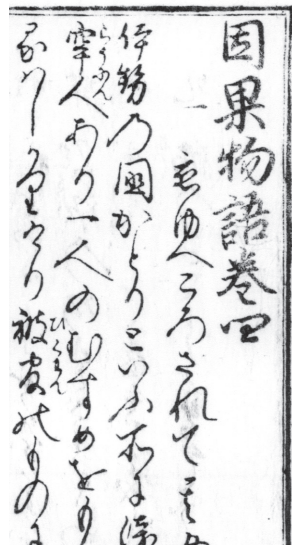
さてここで〔例1〕に立ちもどり、底本との照合を行っ

てみる。「図版1」へ「古123」は古典文庫の一六二ページであるが、第一話を意味する数字の刻まれてあるべき箇所には「A」に添えられた「(一ナシ)」という傍注そのままに、二字分ほどの余白以外に何ものをも見出さない。「例2」の場合も同様であり、「図版2」へ「古149」では最終行にある「寛永の末の年」の「年」が寸詰まりで字体としての調和を欠き、下の「江戸」との間に一字分に相当するブランクがあつて「備考」第三条の記述に悖ることはない。

つまり「例1」「例2」とともに「A」の一人勝ちという判定が下ったことになるが、この判断を検証する意味で参照図影を国会図書館のデジタル画像に切り替えてみるとき、これとは違う、困った結論に到達する。「図版1」へ「古123」は国会デジタル画像の巻四第「三」コマであるが、二行目の行頭から二字分ほど下ったあたりに「果」という字の左に並んで、半ばは消え入りながらも「一」と読みとることの可能な文字を確認できる。また「古149」に相当する「図版2」へ「古123」では、いささかコントラストを強調したので裏面の挿絵がしやしやり出て細部の検証を邪魔するものの、「年」の字の最終画が「江戸」との間余白にまで細々とではあるが伸び、寸詰まりと見紛つたのはインクの乗りが原因であつて、補刻や入木を疑う必要のなかつた事実を明らかにする。

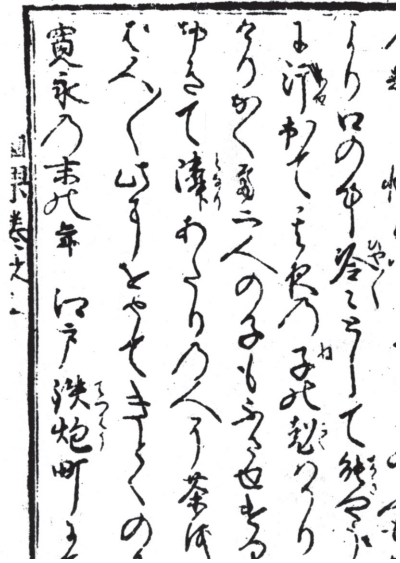


右【古】162

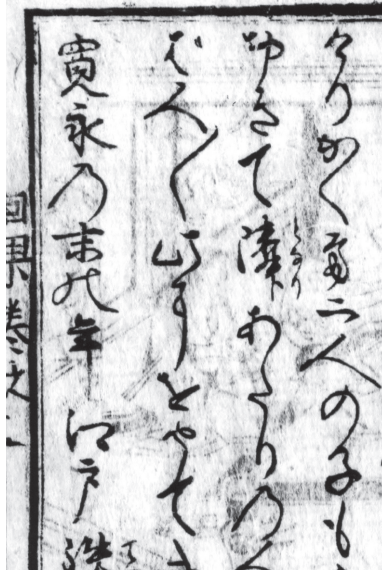


【図版1】左【国】4-3

これはどうしたことであろうか。再三述べたように、古典文庫が影印の底本に採用したのは赤木文庫本であり、赤木本イコール国会の準貴重書『因果物語』である。同一書であるはずの古典文庫影印本を用いて照合するとき「A」が正解になり、国会デジタル画像を用いて照合するとき



右【古】49



左【国】1—26

〔B〕が正解になる。これでは同じ試験紙に一度目は青く

反応し、二度目は赤く反応するようなもの、△試験▽のどこかに手違いがあったらしい。赤木本が二種あったのであるうか。しかし、古典文庫の赤木本は小津桂窓、小田久太郎と蔵書家の手から手に渡った尤物であり、「西荘文庫」「兎角庵」とそれぞれの蔵書印を影印本にも読みとることができる。そして国会のデジタル版にも同じ箇所と同じ印記が据わり赤木本イコール国会の『因果物語』という事実は覆りそうにない。あるいは国会本自体に後人が修整を加えたものかと疑ってデジタル画面を拡大したりコントラストを調節してみても、レタッチに類する不自然さを見出さない。

この手詰まりを打ち破る意味で、もう少し類例を捜してみようとするとき、次のような例が加わることになる。

〔例3〕卷三十一「魂とび行て戸をくらひける事」卷三十二

オ【古】二二七・国三三三

A 夢は前五識しきごう相応して、見る物にて、更に、自性じしやうなし、と、いふに二四六上

B 夢は前五識相応して見る物にて、更に自性なしといふに(六〇下)

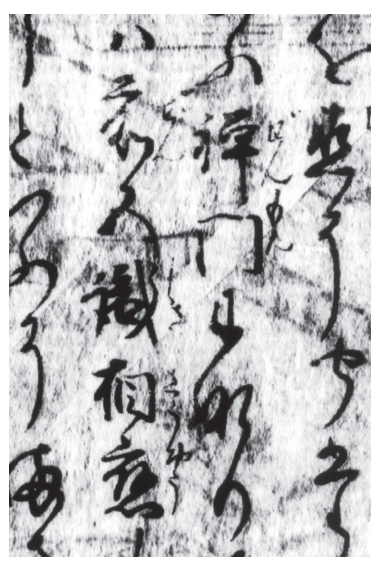
〔例4〕卷四六「私をいたしける手代の事」卷四八ウ【古】

A 臣のみの木の板いたは、日のてらせば、しめられて、め
 たなるくと鳴物なるとなれば(三六上)
 B 臣のみの木の板いたは日のてらせばしめられて、めきなりく
 と鳴物なるとなれば(七五上)

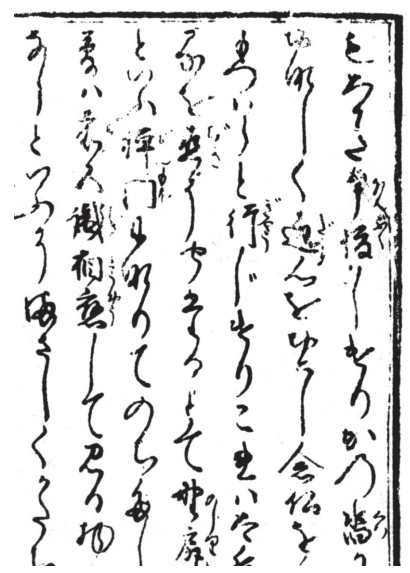
この二例に関しては、論より証拠、説明を図版に委ねるのが賢明であろう。「図版3」「図版4」が順に「例3」「例4」に対応する。

いずれの例も傍線部が不一致箇所であるが、「例3」ではルビの有無が争点となる。「例3」の「前五識」の「前」の場合、「図版3」へ「国三三三」を、次ページの挿絵が裏写りする程度にまでコントラストを高めて凝視するとき、かろうじて「ぜん」と読むことのできそうなルビを見出す。但し「ぜ」は字形が崩れて前行の「禪門」に振られた「ぜん」との相似からの類推、「ん」の字も薄くはかない。他方「古」一二七〇では「前」の字の脇に判読不能の墨付きを認めるが、この墨付きは一行前の「ふ」という平仮名のカスレに一体化して料紙の汚れと見まがいで、文字として認識するのは難しいであろう。

次の「図版4」へ「古一七六」において、問題の箇所は「例3」のルビの場合に比べて文字が大きく判読は容易なはず



【図版3】左【国】3—13



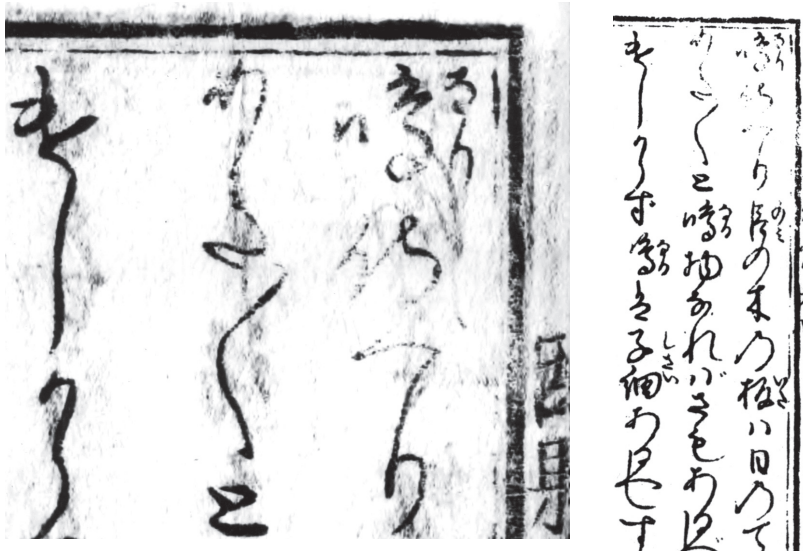
右【古】127

なのに、このあたり前後周辺にカスレが目立って読みにく

く、強いて定めようとするとき読みは「めたく」に落着
 するかのである。しかし右の引用文に続いて数行先に
 「しきりにめきく」と鳴けるが」という文言があつてこち
 らの印字は明瞭、どうやら臣の木の板が太陽に暖められて
 発する音は「めきく」らしい。しかし図版に従つて読み
 を「めきく」に定めるのは躊躇される。参照する図版を
 〔国四一〇〕に代えてみても「めたく」の優位は揺らぎ
 そうにないが、念のため〔国四一〇〕を思い切つて拡大し
 てみると、「多」の草仮名と見えた字に横棒らしきものの
 痕跡が幻のごとく浮かび出て、ようやく「き」と判断でき
 ることになる。

ことここに至り、「A」仮名草子集成と「B」浅井了意
 全集とに翻刻上の相違を生じさせる原因がおぼろげながら
 見えてきた。両者の齟齬は底本の取り違えや不注意な誤読
 に発するものではなかったようだ。では何であろうか。ま
 ず、「例1」「例2」にあつて、「A」「B」の相違がそのま
 ま【古】・【国】の相違として現れていたことに注目してみ
 たい。この点は【例3】【例4】にあつても同じ傾向にあ
 るといえる。

これは「A」対「B」という対比が「古典文庫（影印）」
 対「国会図書館のネット画像」にそのまま置き換えられる
 ことを意味する。ここで二つの画像、すなわち古典文庫



〔図版4〕左【国】4—10

右【古】176

の影印と国会のネット画像との違いを考えてみよう。古典

文庫の影印とは、フィルムを使つて記録した画像を版下に用いた印刷物のこと、そして国会のネット画像とは、カメラのイメージ・センサーに映つた画像をデジタル化してパソコンのディスプレイ上に再現したもののことである。フィルム・カメラとデジタル・カメラという機材の違いはあるものの、レンズの原理を応用して対象物を正しく写しとり忠実に再現しようとする点では違いのあるはずがないが、同じ被写体を撮つて画像に違いの生じたのは、どちらかのフォト・システムで特殊な機能が作動したからである。特殊な機能はコントラストを強調して文献を鮮明に複写することを目的に組み込まれた何かだったのでないか。

このように絞り込むとき、意外な被疑者が浮上する。文献複写用に特化して開発されたフィルム、いわゆるマイクロ・フィルムである。日本ではミニコピーの商品名で通用していたが、その仕様書には次のように書かれている。

ミニコピーHRⅡはコントラストが高く、解像力と鮮鋭度の非常に優れた超微粒子のマイクロ・フィルムです。図面、地図、書籍、文献、資料、書類、新聞、文書、帳簿の複写用などに適しています。

HRⅡとはこのフィルムがバージョン・アップにより到達した最終の型番である。マイクロ・フィルムは優れた解像力を特色とするが、この解像力を補佐したのが高いコントラストであつて、黒（文字や図版）は黒、白（余白）は白と厳しく弁別し、ハーフトーンの存在を許さない。その結果、料紙のうすい汚れやカスレは夾雑物として捨棄されることになる。

II

画像化の過程でトラブルをもたらしたのは影印本を作るために利用したマイクロ・フィルムであつたようだ。ただし、マイクロ・フィルムにとってトラブル・メーカーの汚名は濡れ衣である。鮮鋭な画像のかたちで文献を複写することがマイクロ・フィルム本来の用途であり特性でもあつたからである。「例1」～「例4」のいずれにあつても、トラブルは多く底本の汚れやかすれの箇所に出現する。底本の赤木本は稀本・善本の収集で知られた横山重氏の旧蔵、国会図書館の所有に帰して準貴の指定を受けた美本である。ただしその美しさの裏には「例2」の「寛永の末年、江戸鉄炮町」云々の項でも触れたが、板木の疲労した求板本という正体を隠していた。「例1」「例2」は、たま

たま底本の紙面に浮上した汚れやかすれにマイクロ・フィルムを持つクリーニング機能が十全に作動した結果だったようだ。

いまここで留意すべきは、マイクロ・フィルムは板木の欠損に反応したのではなく、板木の欠損が印刷面に残した汚れやかすれに反応したという点である。これは、たとえば文字一字分がきれいに欠落して紙面に痕跡すら残さなかった板木の欠損にクリーニング機能は反応しなかったであろうことを示唆し、マイクロ・フィルムの機能とは無関係に、板木の疲労や損傷そのものに起因する本文の不一致が〔A〕〔B〕の間に存する蓋然性をも示唆する。次のごときがそれであろう。

〔例5〕巻四8「私をいたしける手代の事」〔巻四十七オ〕〔五

一八三・国〕四三三

A 後の女房のそばへ、はしりゆき、しきりに、つ、
き侍べる、女房、大に腹立て、追おろしけり〔二六四上

B 後の女房のそばへはしりゆき、しきりにつ、き侍べ〔り〕。女房大に腹立て追おろしけり〔七七上

〔例6〕巻五4「狗のぼうこん怨をなしける事」〔巻五七

ウ〕三〇三・国〕五九

A 母狗は、かへりきたりて、家うちを、たづねめぐり、大にかなしみて、唧々といふて、鳴けり〔二七〇上

B 母狗はかへりきたりて、家うちをたづねめぐり大にかなしみて、唧々といふく鳴けり〔八三上

〔例5〕の場合、「つ、き侍べる」「つ、き侍べり」という箇所において、板木の当該文字がまるまる一字分被害を受けていたのではないものの、その過半を欠落してしまっていたらしいことを、そして〔例6〕もほぼ同じ状況にあり、文字としての体裁を失っていたことを〔図版5〕〔図版6〕から見取ることができ。この欠損を前後の文脈からの類推あるいは他本との照合等によって補った結果が分かれて、翻刻の不一致を招いたのである。

また〔例5〕には「追おろし」「追おろし」の例も見えるが、仮名遣いの相違に類する小さな食違いの例は、枚挙にいとまない。本文の確定に当り、その種の事例一つひとつに右に述べたような手続きに従った確認が行われたものと思われるが、その多くにあつては〔A〕〔B〕双方の推定が一致し、食違いとして特記すべき問題を浮かびあがらせなかつたものと思われる。しかしそんな中にあつて、次

一八三
 母の亡きなり母の亡きなり
 て道ゆつり母の亡きなり
 もれり金おまゆけとわあす
 りりつきゆつりりりりり

母の亡きなり母の亡きなり
 りりりりりりりりりり

〔図版5〕左〔国〕4—13

右〔古〕182

の例は見過ごすわけにはいかないようだ。

〔例7〕巻一17「母の亡霊来りて子を生立し事」(巻二三千

終)オ〔古五〕〔国〕一二七

A 母、あなかちに、悲しミ歎きて、いはく、此子、
 むなしくならハ、我も、かならず、死すべし(二二八
 上)

まいふとリカしてどくどく
 りりりりりりりりりりり
 みで啼くどつあ、啼りりり
 りりりりりりりりりりり
 りりりりりりりりりりり

母の亡きなり母の亡きなり
 りりりりりりりりりりり
 啼くどつあ、啼りりり
 りりりりりりりりりりり
 りりりりりりりりりりり

〔図版6〕左〔国〕5—9

右〔古〕202

B 母あながちに悲しみ歎きていはく、此子むなし
くならば、我もかならず死すべし(三六上)

〔A〕〔B〕の間に食違いはない。また〔図版7〕を精査してみても、板木の損傷を疑わせる字形の変容に気づくことはない。しかし実はここにも不具合が隠れ潜んでいた。〔図版7〕へ〔国一七〇〕は倍率とコントラストをデフォルメしてあるが、この画像を凝視するとき、

……………と云人の子息三才の時
……………あながちに悲し[㊦]歎きて
……………我もかならず[㊧]死すべし

と枠で囲った三文字をかすめながら横切る、かそけき帯ひも状の汚れが目に入る。〔図版7〕へ〔五五〕では例のクリーニング機能が作動し、帯ひもは影も形も留めない。この汚れは一見板木の損傷に基づく瑕疵に似るところから、原因として、例えばルビの損壊が想定されるものの、帯状に途切れることなく三行にわたって連続する点、あるいはルビの振られるはずのない仮名文字の側面を通過する点などに不審が残る。念のため申し添えれば裏ページは挿絵でない。板木の損壊でも挿絵の裏写りでもないとしたならば、この

帯ひもの正体は何なのか。この疑問を解くヒントを〔図版7〕内に見つけ出すことは難しい。その正体を明かすには、どうやら原本を確かめる以外に方法がなさそうである。

そこで当該ページを熟覧すべく国会図書館に出向いた。その結果を報告すれば、謎の正体は虫穴を繕った跡であった。ただし、ただの虫繕いではない。腕の立つ裝潢師の仕事と思われる鮮やかな手際であつて、影印やデジタル画像で見破れなかったのも当然と納得した。

〔図版7〕へ〔国一七〇〕の助けを借りて、そのあたりのことを詳しく説明してみよう。四行目〔我も〕かならず死すべし〕の「死」の脇にゴマ粒大の汚点があつて帯状の汚れの巻き添えになっている姿が映し出されているが、このゴマ粒は虫穴ではなく、「死」の字に振られたルビ「し」の切れ端である。「し」の字の残りは紙魚の腹中に収まって虫穴と化した。虫穴は巧妙に繕われ、その昔のルビ「し」はゴマ粒に見まがうシッポを置き土産に消滅し、シッポは帯状の汚れの一部に身をやつした。その結果、〔A〕〔B〕両本とも「死」の字の翻刻に振り仮名を欠く。

裝潢師の手わざは「死」のルビを消してみせる芸当だけで終わらない。虫穴は前見返のピンホールに始まって順次規模をあげつつ巻一の最終丁まで達するが、虫繕いもまた第「廿三」丁から最終丁^(注3)にまで及び、デジタル画像では

大昔りてふいせきし一しり
 うり母あさくら女也一も新きて
 一くさくハ板もろあす死をせし
 とふよッ余よりのり整く候れと

のいも息ふをうし
 女一も新きて
 うあす死をせし

〔図版7〕 左【国】 1-27

右【古】 51

迂闊にも見過ごしてしまったが、虫穴の規模が頂点に達する第「二十六」丁ウ・第「二十七」丁オでは、被害を蒙った文字に墨入れを施こす例に出あったりする。虫穴の繕い

には色調、風合いの似た紙が選ばれ、加えられた補筆はインクと同じ墨色であるところから、識別するのは容易でない。^(註4)

Ⅲ

〔A〕〔B〕両本を比較して読みにトラブルを生じる原因を考察するとき、〔例1〕〜〔例4〕に代表されるフィルムの特性が関わりを持つグループ、〔例6〕以下を代表例とする板木の経年疲労が関係するグループなどのあることが分かった。後者には補修のもたらした改変が付けたりとして加わる。そんな事例とは別に、次のような例も存在し、また一つのグループを形成する。

〔例8〕 卷五1「きつねに契りし僧の事」(卷五「三」オ「五

一九三・国五十四

- A それにつれて、いらせ給へ、と、ありしが(二六七上)
- B それにつれていらせ給へとあかしが(八〇下)

〔例9〕 卷五5「生ながら地ごくを見てかへりし事」(卷

五「五」ウ「五」二〇六・国五二二)

- A あやしく思ひて、脈^脈をうかふ^脈ふに、□脈^脈たしか

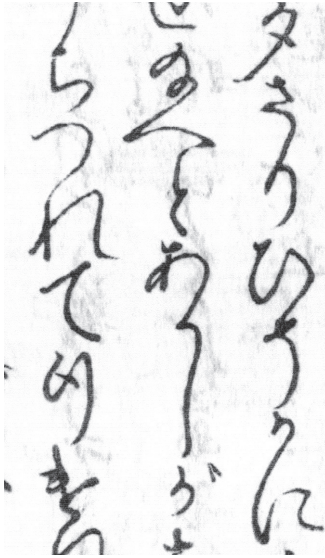
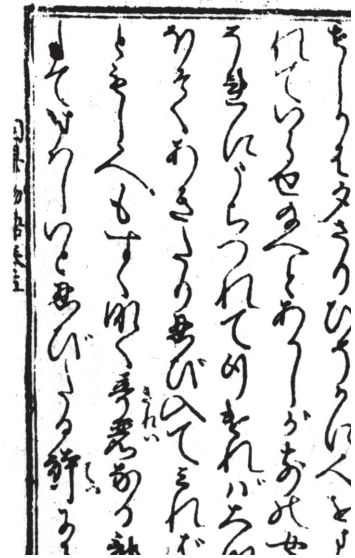
にして、別なる事もなし(三七三)

B あやしく思ひて脈をうかゞふに、六脈たしかに
して別なる事もなし(八四下)

〔例9〕の例文〔A〕の「□脈」に添えられた「(読めず)」
は原文のままである。

このグループの場合も図版に即しつつ説明を進める。(図
版8)へ(五)一五三もへ(国)五四も珍しく印刷面に汚れやカ
スレを残さず、板木がまずまずの状態であつたらしいこと
を伝える。そんな中であつて「ありしが」「あかしが」の
不一致が問題になる。この字は素直に読めば「か」、文意
を汲んで読めば「り」ということで意見が分かれたのであ
ろう。板木の段階で草仮名「り」の一部分が欠け落ちて
「か」に見まがう字形になつたとするのが穏当な見解かも
しれない。ただし例によつて(図版8)へ(国)五四を拡大
してみてもコントラストを変えてみても文字の輪郭に崩れ
を認めず、板木面での事故を想起させる不自然さを見出さ
ない。板木を彫つた段階ですでに現在の字形だつたのでは
ないか。

〔例9〕に話を移す。(図版9)にあつて〔A〕が傍記す
るように「□脈」の解説はまったくのお手上げである。こ
の図版を目にせず気づくのは亀裂の存在であろう。(図



右【古】193

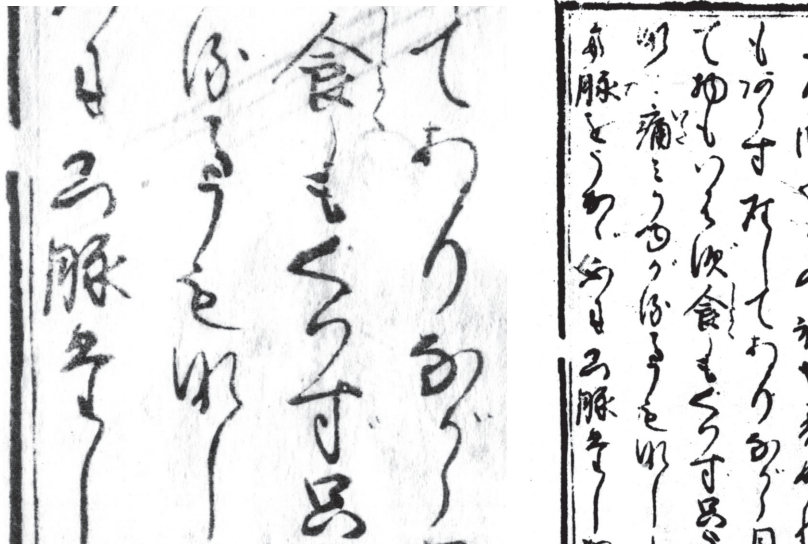
左【国】5—4

版9)へ(五)二〇六の縮率では目立たないが、(図版9)へ(五)
一一程度まで拡大してみると亀裂が走つて問題の文字
を上下に分断しているのが見えてくる。この亀裂は一行右
隣りの「事」二行右隣りの「も」へと連なり、さらに前行、

前々行へと伝わるころからして、板木が乾燥により木目に沿って割れる、いわゆるハラワレ^(注5)である。ハラワレによる目眩ましに遭遇して読みが定まらないのであろうか。しかし難読をハラワレの招いたものとする考えは当たらない。なぜならばこの字と横一列に並ぶ「事」も「も」もその他の字も、同様にハラワレの害を蒙りながらも、読みに不便を感じるとは、不必要なキズを刻みつけて印象を悪くするという程度であり、板面の一部を抉り去つたり文字を歪めたりする位ならば、よほどの後刷本は別として、考えられない。

そうすると、この字は何なのか。こんなときに使われる便利な説明がある。字が崩れてゆがんだり、前後の文字と印象を違えたりするのは入木のゆえ、とするもの。しかし、改めて説明するまでもなかるうが、入木とは板木の一部を浚つて新たに木片を埋める訂正法、そしてハラワレは板木の木目に沿って生じる現象、埋め込まれた木片が板木に木目をびたりと一致させる偶然は、まず考えられないところから、ハラワレと入木との共存はありえない。ハラワレあるところに入木なし、なのである。

ハラワレでないとすると何なのか。この設問には例によって類例を追加しながら考えてみよう。



【図版9】左【国】5-11

右【古】206

〔例10〕卷三12「座頭の銀を盗て盲目に成たる事」〔卷三十四〕

オ 〔五〕三三・〔国〕三二五

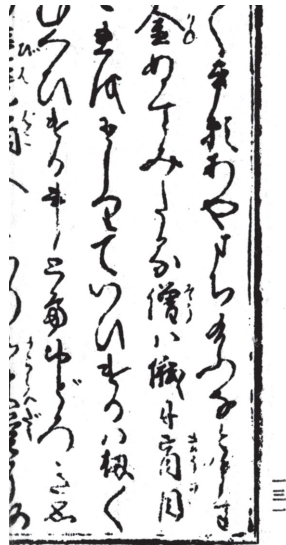
A 人く、これをもしりて、いひけるは、扱く、
悪因果あくいんぐわの、忽たちまちに、むくひける事とて〔三四七上〕

B 人く、これをそしりていひけるは、扱く、悪因あくいん
果ぐわの忽たちまちにむくひける事とて〔三三下〕

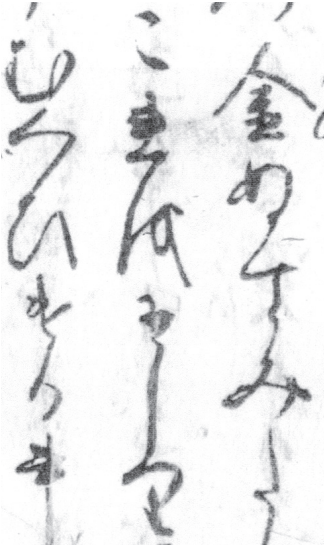
卷三の第十二話は盲人から大金を盗んだ越後国林泉寺の僧の話、右の引用は、たちまち仏罰を蒙った僧を因果の報いと憎まぬ者はいなかったとして人々の評判を報じる。それゆえ「もしりて」「そしりて」の不一致は後者（「誹りて」に軍配が上がりそうにも思えるが、〔図版10〕へ〔五〕三三・〔国〕三二五を目前にして読みを「そしりて」に定める自信はない。「も・そ」のどちらとも読みかねるこの字体はその意味で傾向を〔例9〕の「□脈」に相似させ、図版を拡大してみても入木の痕跡や板木の疲労に基づく破綻を感じないという点で〔例8〕の「り・か」に似る。なぜこんな人工的字形が一群を形成し、〔例1〕～〔例4〕の類〔注6〕や〔例5〕〔例6〕の類に伍する数を誇るのか。赤木本に目立つ難読文字をめぐる考察は、このようにして混迷の度を深める。

おわりに

冒頭に〔A〕〔B〕二種の翻刻の間に信じがたい数の不一致をもたらずいたらずら者の告発を標榜したが、ここに、



右【古】131



〔図版10〕左【国】3—15

いたずらのほとんどに底本の疲弊した板木の関与する事実

が浮かび上がった。意外であったのは、カメラによる複写システムがトラブルを助長する事実に関連して、翻刻という営為とカメラによる複写との密接な関係を思い知らされたことである。そもそも翻刻の底本たるにふさわしい稀本、善本を机上に具える幸運はめったに出あえるものではない。それゆえ紙焼き写真を用意して作業を進めるのが一般的であった。翻刻とカメラとの因縁は今ほじめて気づいて驚くようなことではない。

〔A〕〔B〕二本の間の不一致をまず古典文庫影印の図影で確かめ、次に原本と照合するという方法を採用したが、その結果、鮮明な画像を提供するはずのマイクロ・フィルムが、かすれやかすれに類する微妙な点画を消し去る事例に遭遇した。これをフィルム・カメラ時代の旧弊として一蹴するのは賢明ではない。なぜならば、われわれはマイクロ・フィルムやマイクロ・フィッシュによる画像の膨大な蓄積を継承しているからである。ミニコピーの製造は中止されて久しいが、フィルム自体の効能はいまだ時効が成立していない。

原本との照合に当り、赤木本そのものではなく、国会のデジタル画像をもつて代用した。その結果、デジタル画像を使ってマイクロ・フィルムを検証する形になったが、原本にお出まし願うまでもなくデジタル画像で充分に違

いを明示できるという軽い意味での代用であって、デジタル画像の有効性、優越性を云々するものではない。デジタル画像を赤木本の全き意味での分身として用いるためには、掲出したすべての画像を対象に〔例7〕で行ったと同様の厳密な検証を実施する必要がある。それを行わなかったのは、赤木本の資質に疑問を抱いたがゆえである。十一行本『因果物語』にとって喫緊の課題は赤木本の本文批判ではなく、翻刻の底本たるにふさわしい上質なテキストの探索である。^(注7)

デジタル画像は国文学研究のツールとしてマイクロ・フィルムに比べて勝るとも劣らない有用性を持つものであるが、今回、古典文庫の影印と国会のデジタル画像を併出してみても、長所と短所とのそれぞれを実感することがあった。

両者併出の結果、黒白がはっきりして読みやすい古典文庫影印に対して画像一つひとつの明暗がばらばらで見づらい国会デジタル画像という差が歴然と現れたが、後者の醜さが底本の刷りの悪さに由来することに疑いはないものの、不自然なまでにコントラストを高めたがゆえでもある。デジタル画像は倍率を変えコントラストを強調せよとの無理難題に依えて、おそらく原本を肉眼で熟視しても気づかなかつたであろう微細、微妙な点画を開示した。こ

れは底本が早印であれば支障なく読めたはずの字が読めたという、ごく当たり前のことであり、マイクロ・フィルムを用いても同様な作業を行うことは不可能ではなかったろうが、ディスプレイ上での簡単な操作より結果が得られたことは、デジタル画像の長所として目からウロコの収穫であった。

一方、国会デジタル画像の短所は裏写りである。倍率、コントラストの強要により、見えなかった点画とともに見えるはずのない裏写りも姿を現して判読の妨げとなるケースが少なくなかった。裏写りは間紙の利用によって防げるのであるが、国会図書館に限らずインターネット上に文献を公開する文庫、図書館で間紙を使った画像を提供する例は多くない。デジタル画像は加工が容易であるところから想定を越えたさまざまな利用がありうる。それゆえ解像力を低下させかねない制約はあらかじめ除去しておくのが望ましいであろう。国会のデジタル版に間紙の挿入があったなら、古典文庫の影印にも劣らない美しい赤木本が再現できたかもしれない。

注

- 1 底本には巻一から巻六までの全冊に飛び丁があり、その詳細は以下のごとくである。

巻一(全25丁)

「一(〜十四、十五ノ廿、廿一〜三十終)」

巻二(全25丁)

「一(〜十四、十五ノ廿、廿一〜三十終)」

巻三(全27丁)

「一(〜十四、十五ノ廿、廿一〜三十二終)」

巻四(全13丁)

「一(〜九、十ノ十五、十六〜十八)」

巻五(全14丁)

「一(〜九、十ノ十五、十六〜十九終)」

巻六(全15丁)

「一(〜九、十ノ十五、十六〜廿終)」

2 吉田幸一氏編『因果物語 平仮名本』(昭三七 古典文庫)

3 余分なことながら、虫穴は本文最終丁で終わり、うしろ見返には及んでいない。ここから赤木本の巻一うしろ見返とうしろ表紙は後装であると判明する。

4 原本すなわち国会図書館の赤木文庫旧蔵『因果物語』熟覧によって、この他にも影印やデジタル映像では解決できなかった不審が氷解した。たとえば、巻三14「生ながら地ごくに沈みし出家の事」の冒頭に、

肥前の国、嶋原といふ所に、温泉が嶽とて、太山有
(巻三「廿一」オ)

とあって「温泉」のルビを〔A〕〔B〕ともに「うんせい」とし、へ〔五〕三五×〔国〕三七の画像もまた「うんせい」と判読できるのであるが、原本にこの箇所を筆でなぞり書きし、なぞり書きの下には、かすかに「うんせん」というルビが見え隠れしている、というごくよくである。また〔例2〕として取り上げた巻一16「夫の亡霊妻の病を療治しける事」の「寛永末の年、江戸鉄炮町」のインクのかすれも、料紙の漉きムラが関係していた。類例は他にも少なくないが、解決はこれも出版社あるいは編著者にお任せすることにした。

5
ハラワレについては拙稿「ハラワレ考―板木面の亀裂について―」（かがみ）四十四号 平成二六・三三 参照。ここで取りあげたのは、当該論文に、

巻五 「九」《二二〇九》

と呼んだハラワレである。

マイクロ・フィルムによる、いわゆるクリーニングの例はルビに顕著に現われる。

たとえば

卷二18 「放逸」〔廿六オ〕〔五〕九五・〔国〕二二三

卷三10 「仰の如」〔上〕ウ〔五〕三四・〔国〕三一二

卷五6 「赤子」〔十八〕オ〔五〕三三・〔国〕五一四

その他枚挙に暇はない。また〔例5〕〔例6〕も類例を少

7
なしとしない。類という接尾語を加えるゆえんである。〔B〕・浅井了意全集の刊行を契機として諸板の報告例が増えた。現在知られる平仮名十一行本は、

①刊記未詳板

②山田市良兵衛板

③銭屋板

④菊屋七郎兵衛板

の四種がある。いずれも求板の関係にあり、求板は①から④の順である。

①刊記未詳板は刷りの上質であることを特色とする。〔B〕の本文作成に参照されているが、残念ながら巻一、二のみの不全本であって刊記を明らかにしない。あるいは早印の山田市良兵衛板か。書影四葉が石川透氏『奈良絵本・絵巻の生成』（平成一五 三弥井書店）に載る。

②山田市良兵衛板は〔A〕の時点では参照できなかった板、〔A〕とは別の全巻揃い本の存在が〔B〕の刊行を契機に明らかになった。

③銭屋板は赤木本が〔A〕〔B〕の底本に採用されているが、〔A〕の時点で所在の明らかであった草間文庫本がその後の所在を不明にしていた。これも〔B〕の刊行を契機に文庫ともどもの健在が確認できた。また〔B〕には新出の五季文庫も参照されているがこれも銭屋板で

ある。

他にも①刊記未詳板卷一・二・四、②山田市良兵衛板卷一・六、④菊屋七郎兵衛板卷五・六などの出現も耳にする
昨今である。詳細な書誌が公表されることを期待したい。

追記

本稿に図版として援用したのは、本文中にも述べたが、赤木文庫旧蔵『因果物語』であり、国会図書館の公開するデジタル画像および吉田幸一氏編『因果物語 平仮名本』の影印に依った。前者についてはコントラストと縮率を適宜調整したが、後者については特別な加工を加えていない。

(わたなべ もりくに・実践女子大学名誉教授)